

開発登録簿用図面の提出方法が変わります。
また、新たに図面データが必要になります。

開発登録簿用図面の提出方法を平成29年4月1日より一部変更させていただきますのでお知らせいたします。

(宅地開発指針P242～の一部が変更になります)

変更内容

- 土地利用計画図の提出サイズが変更になります。

(紙データ、折り曲げ不可)

開発登録簿用の土地利用計画図の提出サイズをA-3サイズのみ
(縦 297mm、横 420mm) とします。

A-2サイズでの提出は出来なくなります。図面の縮尺は、記載してある内容が明瞭に判別できる精度のものを提出してください。

A-3サイズの用紙に収まらない場合には、土地利用計画区分図をA-3サイズ(縦 297mm、横 420mm)で作成し、土地利用計画図は、「土地利用計画図()」(()内は区分図の記号)と題してA-3サイズ(縦 297mm、横 420mm)で分割して作成してください。方位、バースケールはそれぞれに記載してください。なお、開発区域区域図(A-4縦)のサイズは変わりません。

- 新たに提出用図面データの提出が必要になります。

提出用図面データは、PDF データで作成してください。

開発区域区域図(A-4縦サイズ)、土地利用計画図(A-3サイズ)の順で、まとめて1つのファイルで作成してください。

データは白黒で作成し、解像度は200dpi程度としてください。

また、データの容量は500キロバイト程度としてください。

提出媒体は、CDとします。USBは使用できませんのでご注意ください。

※その他につきましては、宅地開発指針P242～を参照してください。

問い合わせ先

まちづくり局 宅地審査課

電話番号：044(200)2726、2728

参考例

※ 土地利用計画図が(A-3サイズ)一枚に収まらない場合

図1「土地利用計画区分図」
(A-3サイズ)

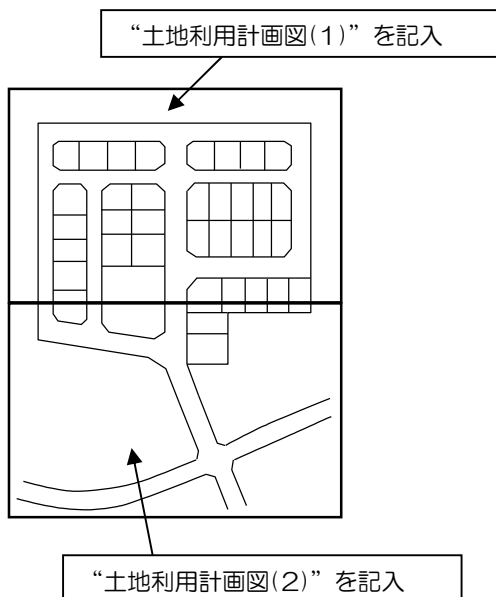


図2「土地利用計画図(1)」
(A-3サイズ)

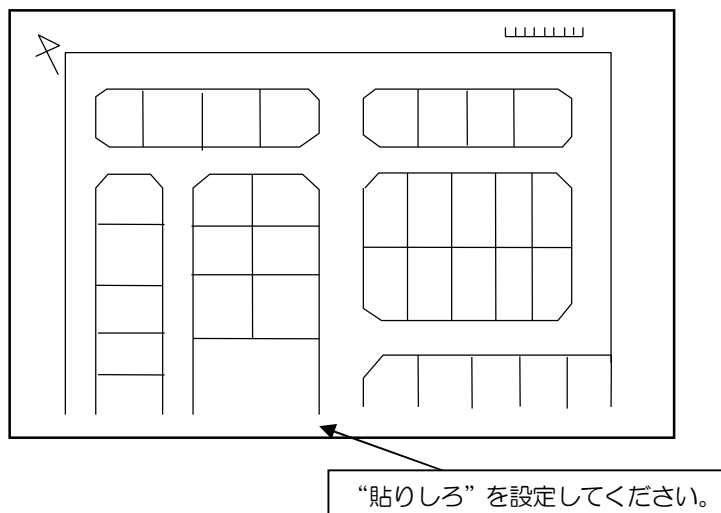
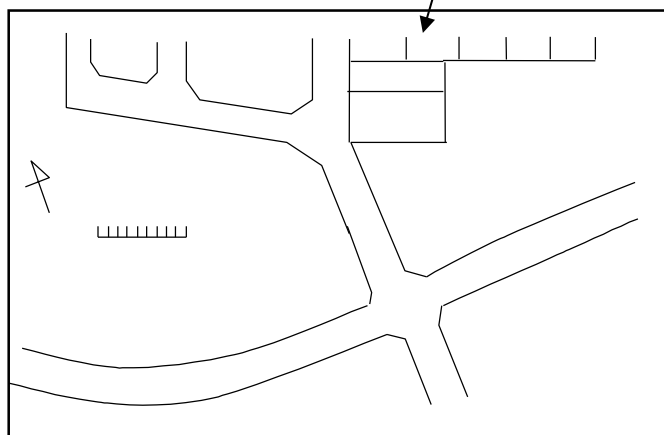


図3「土地利用計画図(2)」
(A-3サイズ)



※貼りしろの幅は、1 cm～2 cm程度に設定してください。

※ 「土地利用計画区分図」は「土地利用計画図(1)(2)」の位置を表示するものです。
「土地利用計画区分図」には図1のように、各土地利用計画図がどの部分に当たるのかを記入してください。